七の三十一～七の三十三	（略）
八～十七	（略）
劇薬	
（略）	
有機薬品及びその製剤	
一～五の七十五	（略）
五の七十六	アミバンタマブ及びその製剤
五の七十七	アミファンプリジン、その塩類及びそれらの製剤
六～六の十	（略）
六の十一	アルチカイン、その塩類及びそれらの製剤
六の十二～六の十七	（略）
七～二十六の十七	（略）
二十六の十八	サシツズマブ　ゴビテカン及びその製剤
二十六の十九～二十六の五十	（略）
二十七～三十六の十四	（略）
（削る）	
三十六の十五～三十六の四十九	（略）
三十七～五十九の十六	（略）
五十九の十七	タスルグラチニブ、その塩類及びそれらの製剤
五十九の十八～五十九の二十	（略）
五十九の二十一	ダリドレキサント、その塩類及びそれらの製剤
五十九の二十二～五十九の二十四	（略）

七の三十～七の三十二	（略）
八～十七	（略）
劇薬	
（略）	
有機薬品及びその製剤	
一～五の七十五	（略）
（新設）	
六～六の十	（略）
（新設）	
六の十一～六の十六	（略）
七～二十六の十七	（略）
（新設）	
二十六の十八～二十六の四十九	（略）
二十七～三十六の十四	（略）
三十六の十五	N－〔三－〔三－シクロプロピル－五－〔〔二－フルオロ－四－ヨードフェニル）アミノ〕－六・八－ジメチル－二・四・七－トリオキソ－三・四・六・七－テトラヒドロピリド［四・三－d］ピリミジン－一（二H）－イル〕フェニル）アセトアミド（別名トラメチニブ）の製剤であつて、一錠中N－〔三－〔三－シクロプロピル－五－〔〔二－フルオロ－四－ヨードフェニル）アミノ〕－六・八－ジメチル－二・四・七－トリオキソ－三・四・六・七－テトラヒドロピリド［四・三－d］ピリミジン－一（二H）－イル〕フェニル）アセトアミドとして二mg以下を含有するもの
三十六の十六～三十六の五十	（略）
三十七～五十九の十六	（略）
（新設）	
五十九の十七～五十九の十九	（略）
（新設）	
五十九の二十～五十九の二十二	（略）

六十～六十二の十七	（略）
六十二の十八	テプロツムマブ及びその製剤
六十二の十九～六十二の二十四	（略）
六十二の二十五	ドナネマブ及びその製剤
六十二の二十六～六十二の二十八	（略）
六十二の二十九	トラメチニブの製剤であつて次に掲げるもの
(1)	一錠中トラメチニブとして二mg以下を含有するもの
(2)	一ボトル中トラメチニブとして四・七mg以下を含有するドライシロップ剤
六十二の三十～六十二の三十二	（略）
六十三～九十六の三十	（略）
九十六の三十一	フルキンチニブ及びその製剤
九十六の三十二	（略）
九十七～百十七	（略）
百十七の二	ボクロスポリン及びその製剤
百十七の三～百十七の七	（略）
百十八～百三十七	（略）
百三十八	レポトレクチニブ及びその製剤
百三十九～百四十二	（略）
別表第五（第二百二十八条の十関係）	
医薬品	
一～二十七	（略）
二十八	アミバンタマブ及びその製剤
二十九～八十五	（略）
八十六	サシツズマブ　ゴビテカン及びその製剤
八十七～百三十四	（略）
百三十五	タスルグラチニブ、その塩類及びそれらの製剤
百三十六～百九十	（略）
百九十一	フルキンチニブ及びその製剤
百九十二～二百三十四	（略）
二百三十五	レポトレクチニブ及びその製剤
二百三十六	（略）

六十～六十二の十七	（略）
（新設）	
六十二の十八～六十二の二十三	（略）
（新設）	
六十二の二十四～六十二の二十六	（略）
（新設）	
六十二の二十七～六十二の二十九	（略）
六十三～九十六の三十	（略）
（新設）	
九十六の三十一	（略）
九十七～百十七	（略）
（新設）	
百十七の二～百十七の六	（略）
百十八～百三十七	（略）
（新設）	
百三十八～百四十一	（略）
別表第五（第二百二十八条の十関係）	
医薬品	
一～二十七	（略）
（新設）	
二十八～八十四	（略）
（新設）	
八十五～百三十二	（略）
（新設）	
百三十三～百八十七	（略）
（新設）	
百八十八～二百三十	（略）
（新設）	
二百三十一	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。